

市長	助役	部長	課長	主任	係
		参事	議長	係長	係長
		齋	高橋	津	山

第6回「逗子市まちづくり懇話会」会議報告書

日時 昭和63年3月31日(木)
午前10時～午後零時15分
場所 逗子市役所 庁議室

出席者 9名

田村 明会長、長島孝一副会長、相磯富士雄委員、小林重敬委員、
佐藤孝治委員、高橋志保彦委員、中村 實委員、長谷川善和委員、
藤原一繪委員

欠席者 3名

篠原 修委員、鈴木英人委員、武内和彦委員

鈴木委員のお話を伺うことにしていましたが欠席のため、今回はテーマを決めずにディスカッションをしていただきました。話し合われた内容の主なものは次のとおりです。

1 集落整備について

国では、集落整備について集落整備法、大規模集落整備法などいろいろな制度を作り始めているが、市街化区域周辺の集落に関する整備について制度をどのように使うか問題になっている。神奈川県でもどちらを使うか苦慮している。

- ・大規模集落整備法 —— 完全な規制緩和型（今迄調整区域の中で開発がかなり規制されていたが、そういう中で大規模集落という区域を設定して、その中では従来から認められていないような開発でも認めようというもの。）
- ・集落整備法 —— 若干規制緩和型（予めしっかりした計画を立てさせ、集落の中で自主開発を認めていこうというもの。）

2 逗子市総合計画策定状況について

事務局より総合計画の策定状況等を説明した中で、市街化区域、市街化調整区域の見直しはしないが用途地域の見直しはしていく考えであるということについて、いろいろな意見、質問等があった。

(1) 新宿地区は住居地域になっているが、保養所等の建替等で高層化問題がおき

ている。また、土地所有者の世代が代ったり、相続税などにより敷地の切売りなどの問題もおきている。定住している人は、環境が変わらないことを望んでいるが、相続の時点で変わらざるを得ない状況にある。

- (2) 土地問題が解決つかないと公用地の取得が出来ない。高齢者は段々行動圏が少なくなり、小さい行動圏の中で公共施設が必要になってくる。こういう問題も今後考えていかねばならない。
- (3) 藤沢市では、土地所有者に協力をしてもらい、市や市と県で土地を買っている。また、都市公園としてそのまま利用することもある。
- (4) 道路中心から4mないと建築基準法にあわず建築出来ないのに、さがった分について幾つかの自治体でお金を出しているが、基本的には、後退するという事は建築基準法で決められた義務である。それに対してお金を出すのはおかしい。藤沢市では、生垣を作るという名目を出しており、これならわかる。
- (5) 新神奈川計画（上位計画）との整合性について説明した中で上位計画というのではなく、広域計画、狭域計画と改めて貰いたい。

3 道路問題について

- (1) 4m道路は非常に中途半端で、4mだと逆に違法駐車が多くなり消防車などの通行に支障をきたしている。また、どこでも4m道路拡幅ではなく、時間が掛かっても全体の道路の役割づけをする必要があるのではないか。
- (2) 逗子は狭い道路が多いので車を持たずもっと自転車を活用出来るような自転車専用道路の整備が出来ないか。

4 駐輪場対策について

- (1) 駐輪場は駅より遠く、また混雑しているのが現状なので、JRが有料（儲けない範囲）で自転車置場を作り運営することは出来ないか。
- (2) 自転車ごと改札口を通りホームに置くことも将来考えられるのではないか。また、これを一步進めて会員制の貸自転車ならスペースが無駄にならないのではないか。

5 検討事項

- (1) 土地利用の逆線引きについて
- (2) 武蔵野市福祉公社方式について
- (3) 駐輪場対策について

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗子市

6 次回の発表者

未定

7 次回の開催について

日 時 昭和63年4月25日(月)

午前10時～正午

場 所 逗子市役所 庁議室(3階)

・ 事務局出席 参事 課長 佐藤 正
上松

・ 傍聴 市民1名

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗 子 市